

藤井寺市同和行政基本方針

1．基本的認識

基本的人権の尊重は、日本国憲法が定めている基本的原理のひとつであり、民主主義社会の重要な柱である。近年、国民の人権問題に対する関心も高まり、人権思想もかなり普及してきたが、社会の複雑化、国際化とともに新たな人権問題も発生してきている。

このような中であって同和問題については、昭和44年に「同和対策事業特別措置法」が施行されて以来現在まで、同和問題の解決をめざした積極的な施策の推進がなされてきた。その結果、生活環境の改善をはじめ諸般の分野でかなりの成果を見るに至っているが、同和問題の根本的解決という見地から見ると、現在もなお多くの課題が残され、完全解決されたとはいえない状況にある。

藤井寺市では、同和問題は憲法に保障された基本的人権にかかわる重要な課題であり、その早急な解決は国及び地方公共団体の責務であるとともに、国民的課題であるという基本認識に立ち、差別が存在する限り同和行政を積極的に推進し、人権を守る都市宣言の「ひとりひとりが大切にされるまち」の実現をめざすものである。

（これまでの取り組みの評価と課題）

藤井寺市では、市民、各種団体などに対する情報提供、啓発資材の整備、人材養成、各種イベントなど啓発事業を中心に、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に努めてきた。

また民間団体では、人権啓発推進協議会や同和問題企業連絡会等が中心となって、講演会の開催等各種の取り組みを行うとともに、個々の企業においても自主的な研修会等が実施されている。

これらの取り組みによって市民の人権意識は総じて高まってきてはいるものの、結婚や就職等に際して依然として深刻な差別事象が跡を絶たず、またいわゆる「逆差別意識」「ねたみ意識」もみうけられ、今後とも市民の差別意識の解消のために一層の努力を続けていかなければならない。

2．基本目標

同和行政は、人権問題にかかわる行政の基本であり、さまざまな人権問題の解決につなげていくという、広がりをもった視点が必要である。今後は同和行政を人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくため、これまでの取り組みの成果を踏まえながらより発展させ、すべての人が人権を尊重しあい、あらゆる差別を許さない社会システムを構築することを目標とす

る。

3 . 基本視点

(1) 人権尊重を基本とした施策の推進

「ひとりひとりが大切にされるまち」を実現するため、あらゆる施策の実施にあたっては、人権にかかわる問題の解決を市政の重要な柱と位置づけ積極的に推進する。

(2) さまざまな人権問題との関連性の強化

従来と同和行政は、さまざまな人権問題との関連づけが弱かったため、同和問題は特別な問題であり、自分には直接かかわりのない問題として捉えられてきた側面がある。

今後は、同和問題を人権問題という本質から捉え、基本的人権の尊重という普遍的な視点から、さまざまな人権問題と関連づけながらより効果的に進めていく。

(3) 国際化への対応

国際化の進展に伴い、異なる文化を有する人々との多様な交流が多くなる中、文化の違いを越え、真の理解を得るためには、平等の立場でそれぞれの人権を尊重することが不可欠である。

特に、「人権教育のための国連10年」への取り組みがなされ、人権尊重の気運が国内外で高まる中、国際人権諸条約の精神に沿って、市民の人権意識の高揚に一層努めるとともに、諸外国における人権施策の情報収集・研究にも努める。

4 . 施策の基本的方向

今後の施策は同和問題をその重要な柱とし、これまでの成果をふまえながら、「人権教育のための国連10年藤井寺市行動計画」とも関連した人権教育・人権啓発として再構築し、その充実と強化を図る。

また、同和問題などにかかる人権侵害による被害者の救済について、人権擁護機関と連携しながら、市民が相談しやすい体制づくりなど可能な方策について検討し、市民の人権擁護に努める。

5 . 推進体制の充実

(1) 庁内推進体制の充実

同和行政をより円滑かつ効果的に推進するため、人権啓発室を中心に各部局の事業の有機的な連携を図る。

また、同和問題を人権問題の本質からとらえ、今後の取り組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという視点を踏まえ、「藤井寺市人権教育のための国連10年推進本部」を通じ、全庁的な連携を図る。

(2) 各種団体との連携強化

同和行政の推進にあたっては、今後とも円滑かつ効果的に実施するため、(財)大阪府同和事業促進協議会と緊密な連携を図る。

また、人権教育・人権啓発の推進が広範な取り組みとして展開されるよう、国・府と協力するとともに、人権関係NGO、NPOとの連携を強化する。

6. 国に対する法的措置等の要望

大阪府や大阪府市長会と連携を図りながら、同和問題の早期かつ根本的な解決を図るための法的措置及び財政的措置が講じられるよう、機会あるごとに国に対して強く要望する。